

兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.455

TOPICS

主な記事

- 新「標準約款(R6.3.22 告示)」の施行に伴う約款・運賃の手続きについて
- 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について
- 優秀運転者顕章候補者の推薦について
- 「令和6年度第1回運行管理者試験」実施のご案内
- 適正化事業実施機関からのお知らせ(今月のテーマ「車輪脱落事故防止対策について」)

主な同封物

- 兵庫の交通

6
2024
June

場 所：成ヶ島(洲本市)

CONTENTS



- 1 新「標準約款(R6.3.22告示)」の施行に伴う約款・運賃の手続きについて

行政からのお知らせ

- 3 (総務省)そのスマホやBluetoothイヤホン、技適マークついてる？

全ト協

- 4 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

事務局からのお知らせ

- 8 優秀運転者顕章候補者の推薦について
9 「令和6年度第1回運行管理者試験」実施のご案内

天狼会のページ

- 10 天狼会 5月定例会を開催しました

委員会だより

- 11 令和6年度第1回物流政策・交付金委員会を開催しました

陸災防のページ

- 12 はい作業主任者技能講習会のお知らせ

- 16 会員だより

- 17 協会日誌

- 18 適正化事業実施機関からのお知らせ

今月のテーマ 「車輪脱落事故防止対策について」

「標準的な運賃」を活用するための
運賃・料金の変更届出はお済みですか！
～まずは届出を～

〈兵ト協会員届出状況〉

(令和6年3月末日現在)

該当会員数	届出件数	届出割合
1615社	650社	40.2%

※届出割合は全国ワースト1位

『標準貨物自動車運送約款』の改正、及び新しい『標準的運賃』の告示 (R6.3.22) に伴う手続きについて

すでに旧『標準的運賃(R2.4.24告示)』の届出を行っている事業者が、新『標準的運賃(R6.3.22告示)』を適用するなど一部の場を除き、改正『標準貨物自動車運送約款(R6.3.22告示)』の施行(R6.6.1)に伴う約款・運賃の手続きが必要となります。

※旧標準運賃を継続して適用する場合は、みなし規定を回避するための届出が必要で、別表『手続き一覧』(次ページ・HP掲載)によりご確認の上、手続きをお願いいたします。

なお、新『標準的運賃(R6.3.22告示)』関係の届出については、行政の窓口対応や運賃表などの書式がまだ出来ていないようです。
でき次第、随時、兵ト協ホームページに掲載、またはリンクしてまいりますので、各社、今後の方針を検討するなど、ご準備をお願いいたします。

◎ 主な例とそれに伴う手続き (※利用運送の届出済、または利用運送を行う可能性がある場合に限る。)

1. 現在、平成31年告示の標準約款(旧標準約款)を適用し、平成31年以前の公示運賃を届出している事業者

① 改正標準約款及び新標準的運賃(R6.3.22告示)を適用する場合	→ 改正標準約款の揭示	・ 新標準運賃の届出
② 現状維持：旧標準約款及び平成31年以前の公示運賃を継続する場合	→ 旧標準約款の認可申請	・ 運賃の届出不要
③ 旧標準約款及び旧標準的運賃(R2.4.24告示)を適用する場合	→ 旧標準約款の認可申請	・ 旧標準運賃の届出
2. 現在、平成31年告示の標準約款(旧標準約款)を適用し、旧『標準的運賃(R2.4.24告示)』を届出している事業者

① 改正標準約款及び新標準的運賃(R6.3.22告示)を適用する場合	→ 改正標準約款の揭示	・ 運賃の届出不要 (みなし規定により)
② 現状維持：旧標準約款及び旧標準的運賃(R2.4.24告示)を継続する場合	→ 旧標準約款の認可申請	・ 運賃の届出 (みなし回避の届出)
③ 改正標準約款及び旧標準的運賃(R2.4.24告示)を適用する場合	→ 不可 (利用運送手数料等に整合性ないため)	

注) 改正標準約款を適用する場合は、『燃料サーチャージ』の届出が必要です。

なお、新標準運賃を届出した場合は、『燃料サーチャージ』がみなし適用(届出不要)されます。ただし、基準価格120円/ℓの設定となるため、すでに『燃料サーチャージ』を届出している事業者が、従来の基準価格を適用する場合は、再度届出が必要となります。

◎ 改正標準自動車運送約款及び標準的運賃告示の趣旨

標準的運賃は、実運送を担うトラック事業者が、法令を遵守して健全な事業運営を行っていく際の参考指標として令和2年4月に告示されました。また、平成29年には、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できざる環境整備の観点から、標準約款の見直しが行われています。

今回の改正標準約款及び新しい標準的運賃は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たって、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であることから、現行の商慣行を前提とすることなく、これを是正し、実運送事業者が、健全な事業運営のための『適正な対価を収受』できざる環境整備を目的として、①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金設定等を柱として荷主等への周知・徹底を強化するとともに、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含めて、荷主等に転嫁できざるよう見直されたものです。

トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進するため、ご理解・ご賛同をお願いいたします。

『改正標準貨物自動車運送約款』及び『新しい標準的運賃』の告示(令和6年3月22日)に伴う手続き

令和6年6月1日より、改正標準約款が施行されることに伴い、以下の手続きが必要となります。

適用する運賃・約款により手続きが異なりますので、「R6.6.4以降の約款」→「現行の約款」→「現行の届出運賃」→「R6.6.1以降の適用運賃」の順に手続きをご確認ください。

※改正標準約款(R6.3.22告示)以外の約款を使用する場合は、認可申請の手続きが必要です。なお、改正標準約款を使用する場合は、新標準運賃(R6.3.22告示)または、「利用手数料収受」を含めた独自運賃の届出が必要となります。

R6.6.4以降の約款 改正標準約款(R6.3.22告示)	現行の約款	現行の届出運賃	R6.6.4以降の適用運賃		手続き		備考
			約款申請	運賃届出			
使用する 注1・注2	標準約款(平成3告示)	標準運賃(R2.4.24告示) 独自運賃(R2標準運賃以外)	新標準運賃(R6.3.22告示)	→	約款申請 不要(みなし)	運賃届出 不要(みなし)	
			旧標準運賃(R2.4.24告示)を継続	→	不可(※手数料の整合性なし)	不要	
	独自約款(利用手数料の記載なし)	独自約款(平成3告示)	利用手数料の記載なし	→	約款申請 不要	運賃届出 要	
			独自運賃(R2標準運賃以外)	→	不可(※手数料の整合性なし)	不要※	※独自運賃に「運賃・料金」の分けがない場合は、不可
	独自約款(利用手数料の記載あり)	独自約款(平成3告示)	利用手数料の記載あり	→	約款申請 不要	運賃届出 要	
			独自運賃(R2標準運賃以外)	→	不可(※手数料の整合性なし)	不要※	※独自運賃に「運賃・料金」の分けがない場合は、不可
	標準約款(平成3告示)	標準約款(平成3告示)	標準運賃(R2.4.24告示)	→	約款申請 不要	運賃届出 不要(みなし)	
			独自運賃(R2標準運賃以外)	→	不可(※手数料の整合性なし)	不要	※独自運賃に「運賃・料金」の分けがない場合は、不可
	標準約款(平成3告示)	標準約款(平成3告示)	標準運賃(R2.4.24告示)	→	約款申請 不要	運賃届出 不要	
			独自運賃(R2標準運賃以外)	→	不可(※手数料の整合性なし)	不要※	※独自運賃に「運賃・料金」の分けがない場合は、不可
標準約款(平成3告示)	標準約款(平成3告示)	標準運賃(R2.4.24告示)	→	約款申請 不要	運賃届出 要		
		独自運賃(R2標準運賃以外)	→	不可(※手数料の整合性なし)	不要※	※独自運賃に「運賃・料金」の分けがない場合は、不可	
標準約款(平成3告示)	標準約款(平成3告示)	標準運賃(R2.4.24告示)	→	約款申請 不要	運賃届出 要		
		独自運賃(R2標準運賃以外)	→	不可(※手数料の整合性なし)	不要※	※独自運賃に「運賃・料金」の分けがない場合は、不可	
標準約款(平成3告示)	標準約款(平成3告示)	標準運賃(R2.4.24告示)	→	約款申請 不要	運賃届出 要		
		独自運賃(R2標準運賃以外)	→	不可(※手数料の整合性なし)	不要※	※独自運賃に「運賃・料金」の分けがない場合は、不可	

注1 厳密には、利用運賃の届出が無く、かつ将来的にも利用運賃を行う可能性が全く無い場合は、改正標準約款の第17条(利用運賃及び利用運賃手数料)及び第51条(利用運賃の届出)の記載を著しい取替申請が必要となります。

注2 改正標準約款の第32条2項により「標準約款」の届出が必要となります。なお、新標準運賃を届出した場合は、「標準約款(みなし含む)」も適用(届出不要)されますが、「標準約款(みなし含む)」を届出している事業者が、従来の標準約款を適用する場合は、両届出が必要となります。

行政からのお知らせ

総務省

そのスマホやBluetoothイヤホン、 技適マークついてる？

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるように、電波利用環境の保護に取り組んでいます。

近年、インターネット等の通信販売により、スマホと車のオーディオを接続して音楽等を楽しむFMトランスミッターや長距離通信ができるトランシーバー等の外国規格の無線機器が流通しています。手軽に購入できる製品でも、日本の法令に合致しない規格の無線機器を国内で使用すると電波法に違反し、処罰の対象となります。

<電波の3つのルール>

1. 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を
2. 外国規格の無線機器にはご注意ください
3. 電波の利用には、原則、免許が必要です

そのスマホやBluetoothイヤホン、
技適マークついてる？

守ろう！電波のルール

技適マークは、電波のルールに適合していることを証明するマークです。マークのないものは電波法違反になるおそれがあります。無線機器を買う時、使う時はちゃんとチェックしてね！

総務省 近畿総合通信局
https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/

CMアニメ動画公開中！
CV：小清水 亜美 CV：小野 友樹

詳しくは
総務省 電波利用 検索

車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

全ト協

「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

国土交通省を中心に「不正改造車を排除する運動」が展開されますが、全日本トラック協会・兵庫県トラック協会においても、「トラック運送業界における不正改造車排除運動」を実施いたします。

会員各位におかれましては、実施要領・細目に基づいて本運動に取り組んでいただき、重点排除項目及び基本排除項目に留意するとともに、各事業所での取り組みに「不正改造防止自主点検票」を活用するなど、この機会に不正改造についての認識を深め、不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図っていただきますようお願いいたします。

令和6年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領(抜粋)

令和6年4月26日 (公社)全日本トラック協会

1 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

※ 近畿運輸局管内では、6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組みます。

3 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

令和6年度「不正改造車を排除する運動」実施細目（抜粋）

令和6年4月 国土交通省 近畿運輸局
（近畿地方版）

- 近畿運輸局管内では、令和6年度の6月を「不正改造車排除強化月間」とし、積極的な広報活動、関係機関と連携した排除運動に取り組むこととする。
- 近畿運輸局管内における本運動の名称並びに標語
 - ・名称：『不正改造車を排除する運動』
 - ・標語：『不正改造車を作らない!! 乗らない!!』及び『不正改造は犯罪です!!』

各事業者別実施事項

貨物自動車運送事業者・陸送事業者・ダンプカー使用者及び関係団体《（一社）近畿トラック協会、自家用自動車団体近畿協議会（自家用協会）、（一社）大阪自動車回送協会等》

- (1) 不正改造車の排除のための啓発等
 - ① 運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車等（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付けなど）に係るもの。）を使用する運送事業者を利用することのないよう要請する。
 - ② 自家用協会においては、一定数以上の自家用自動車を使用していることにより選任されている整備管理者に対して、整備管理者講習の受講等により不正改造防止を含めた整備管理業務が適切に遂行されるよう、各運輸支局と連携して周知に努める。
- (2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車や不正改造施工業者等に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。
- (3) 不正改造車の排除のための取締り等
 - 1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては、不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別添「不正改造防止自主点検票」)

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。



OFF つづけていこうよ、明日のために…
エコドライブ推進中!
(社)兵庫県トラック協会

不正改造防止自主点検票

点 検 の 実 施 日	年 月 日	点 検 の 実 施 者	職 責		
			氏 名		
事 業 者 名					
事 業 場 名					
点 検 事 項	点 検 内 容			チ ェ ッ ク 欄	
				適	要 改 善
事 業 場 関 係 者 の 所 有 車 両 等 の 状 況	不正改造車両の有無	社用車	無	有 (台)	
		従業員車両	無	有 (台)	
		その他	無	有 (台)	
不正改造防 止 について の 事 業 場 内 の 管 理 体 制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				

- 注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。
2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

事務局からのお知らせ

優秀運転者顕章候補者の推薦について

全日本トラック協会では、標記顕章を例年の通り実施する旨の通知がありましたので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りをもたせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1. 現在運転者であって、運転者であった期間を通算して次の各号に定める期間、無事故であり、かつ無違反であった者とする。(開始年月日から令和6年5月末までの期間)

①金十字章…満20年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成16年6月1日以前)

②銀十字章…満10年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成16年6月2日～平成26年6月1日まで)

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

(1) 人身に係る事故を起こした者

(2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者

(3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

※推薦書に運転記録証明書・無事故無違反証明書等の添付は不要です。

※現に章を受けている者は、再び同種の章及び下位の章を受けることはできません。

※同一の受章候補者について、同時に金十字章と銀十字章を推薦することはできません。

◎推薦方法

(1) 推薦者は、金・銀それぞれの推薦用紙に記入し、各章ごとにまとめて下さい。

(2) ふりがな、氏名、生年月日、事業者名称、無事故・無違反期間、運転免許証番号を必ず入力して下さい。

(3) 過去に受章されている方は、その章の種類と受章した年を備考欄に必ず入力して下さい。

(4) 推薦書 右上に 担当者の氏名、事業所名、住所、TEL、所属支部名を必ず入力して下さい。

◎締め切り

令和6年7月16日(火)

◎提出先 及び方法

〒657-0043

兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(一社)兵庫県トラック協会 総務部まで

TEL : 078-882-5556

E-mail : y-matsumoto@hyotokyo.or.jp

※提出は、兵ト協ホームページの優秀運転者顕彰候補者推薦書ファイルをダウンロードし、入力のうえ、エクセルで上記メールアドレスへ送付して下さいますようお願い申し上げます。

「令和6年度第1回運行管理者試験」実施のご案内

令和6年度第1回 運行管理者試験 貨物		公 示											
1. 試験方法	C B T 試験 ※C B T 試験とは、問題用紙やマークシートなどの紙を使用せず、パソコンの画面に表示される問題に対しマウス等を用いて解答する試験です。												
2. 試験期日	令和6年8月3日(土)～9月1日(日)												
3. 試験場所	全国47都道府県で実施します。												
4. 受験資格	次の(1)又は(2)の要件を満たす方 (1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了した方(修了予定の方は、令和6年7月24日までに修了した方)												
5. 受験手続	①申請の方法及び期間 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">申請方法</th> <th style="width: 50%;">申請期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット申請 (新規・再受験)</td> <td>令和6年6月10日(月)～令和6年7月10日(水)</td> </tr> </tbody> </table> (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。(書面申請はありません。) ②試験会場等の予約 試験会場と試験日時を指定された範囲内で申請者が選択できます。 ③受験手数料：6,000円(非課税)		申請方法	申請期間	インターネット申請 (新規・再受験)	令和6年6月10日(月)～令和6年7月10日(水)							
申請方法	申請期間												
インターネット申請 (新規・再受験)	令和6年6月10日(月)～令和6年7月10日(水)												
6. 合格基準	次の(1)及び(2)の両基準を満たすこと。 (1) 原則として、総得点が満点の60%(30問中18問)以上であること。 (2) 次表の出題分野(①～⑤)ごとに必要な正解数を満たしていること。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">出 題 分 野</th> <th style="text-align: center;">必要な正解数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">①貨物自動車運送事業法関係</td> <td style="width: 50%;">②道路運送車両法関係</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">各1問以上</td> </tr> <tr> <td>③道路交通法関係</td> <td>④労働基準法関係</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力</td> <td style="text-align: center;">2問以上</td> </tr> </tbody> </table>		出 題 分 野		必要な正解数	①貨物自動車運送事業法関係	②道路運送車両法関係	各1問以上	③道路交通法関係	④労働基準法関係	⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上
出 題 分 野		必要な正解数											
①貨物自動車運送事業法関係	②道路運送車両法関係	各1問以上											
③道路交通法関係	④労働基準法関係												
⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上											
7. 試験結果の発表	(1) 令和6年9月18日(予定) (2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。												
——— 国土交通大臣指定試験機関 ——— <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">NECO</div> <div style="text-align: left;"> 公益財団法人 運行管理者試験センター </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目16番3号 芝大門116ビル7F ホームページ https://www.unkan.or.jp/</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 【お問い合わせ】 運行管理者試験事務センター TEL 03-6635-9400 </div>													

天狼会のページ

天狼会 5月定例会を開催しました

今回は少し趣向を変えて、女子会風にフリートークにしてみました。

普段の定例会では、勉強会や研修会などを中心に開催していますが、みんなで色々な話が出る定例会もいいのではとの意見があったので、今回はフリートークにしました。

普段聞きたくても聞けない会社の資産運用や、人手不足解消にどのような求人をしているのか等様々な話が出ました。

初の試みでしたが、終始和やかに話が出来、有意義な時間になりました。



このように、天狼会では会員相互の親睦を図り事業繁栄、業界発展を目指しています。

興味を持たれた方、一緒に活動をしてもらえる方は、お気軽にお試しで参加してください。

お問い合わせ
一般社団法人兵庫県トラック協会
総務部 杉本 まで

インスタグラム、フェイスブックもアップしています。
ぜひ1度見て下さい。

フェイスブックアカウント

<https://www.facebook.com/SiriusHTA>



@_SIRIUSHTA_

委員会だより

令和6年度第1回物流政策・交付金委員会を開催しました

日 時 令和6年5月9日（木）
場 所 兵庫県トラック総合会館

尾上副会長他、合計委員21名が出席し、下の議題は全て承認されました。

議 題

1. 令和6年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
2. 令和5年度運輸事業振興助成交付金事業報告について
3. 令和5年度運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る決算報告
 - ア 収支計算書等について
 - イ 貸借対照表について
 - ウ 正味財産増減計算書について
4. 第47回近代化基金融資公募状況について
5. その他
 - ア 令和6年度トラック関係施策に関する要望と結果について（全ト協）
 - イ その他



陸災防のページ

問い合わせ先 陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2024年7月25日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2024年7月26日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,700円 (内消費税10% 700円)
非会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	1,650円 (内消費税10% 150円)	9,350円 (内消費税10% 850円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名（事業場の代表又は責任者の方）の記入及び、押印（丸印）が必要です。（角印は認められません。）

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

2024年6月4日(火)～2024年7月19日(金) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

- ① 受講申込書（A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい。）
② 証明写真2枚（サイズ縦3.0cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラス

ティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込書到着後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持 参 品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

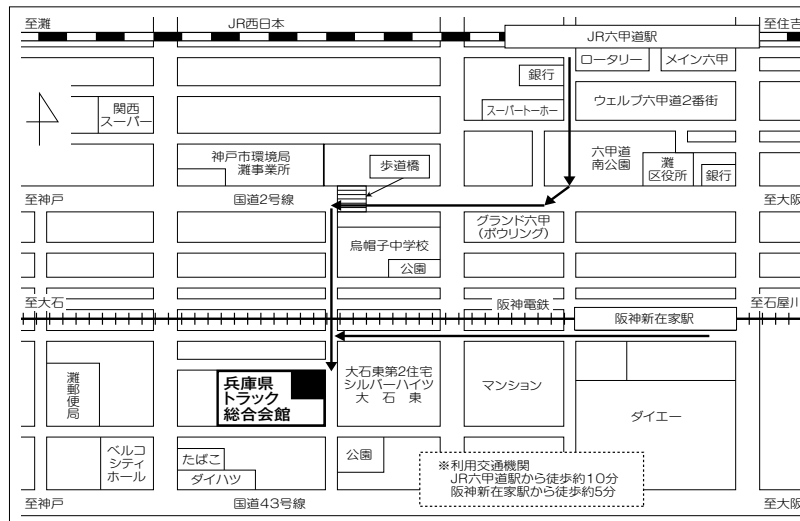
追試験を希望される場合は、受験料2,200円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（追試験は、後日実施します。）

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556





燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買ひましよう

軽油「元売別」購入価格表（令和6年4月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
		平均	平均	平均	平均
J X T G		117.83	124.13	120.76	125.65
出 光		114.23	124.10	126.50	129.30
コ ス モ		114.43	119.20	124.00	
三 井		113.50			
そ の 他		114.85	118.43	129.00	123.80
総 計		115.79	121.09	123.31	125.64
6 / 3	全国平均	114.65	調査なし	124.17	124.21
	近畿平均	115.42		124.88	123.79

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
		平均	平均	平均	平均
令和5年5月		112.78	115.16	120.12	120.18
令和5年6月		112.05	114.35	115.80	123.80
令和5年7月		115.16	117.71	122.34	127.62
令和5年8月		117.71	119.93	121.28	128.36
令和5年9月		125.58	128.21	129.91	135.93
令和5年10月		120.64	125.99	134.05	131.52
令和5年11月		112.33	112.78	123.42	130.45
令和5年12月		113.99	116.52	120.33	126.90
令和6年1月		114.90	119.84	123.25	129.47
令和6年2月		115.52	119.75	123.34	127.51
令和6年3月		116.06	120.44	126.41	125.74
令和6年4月		115.83	119.90	124.00	125.36
令和6年5月		115.79	121.09	123.31	125.64
年間平均		116.03	119.36	123.66	127.58

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
6.4.25	東播	一般	(有) 鋼	村 里 和 孝	〒676-0824 高砂市阿弥陀町南池30-1	TEL 079-451-9685 FAX 079-451-9686
4.26	東部	一般 利用	(株) ア ネ ー ラ	横 田 修	〒563-0043 大阪府池田市神田3-3-5-103	TEL 072-751-2108 FAX 079-751-2306
4.30	明石	一般	(有)トラストライン	小 椋 弘 志	〒675-1112 加古郡稲美町六分一-1350	TEL 079-441-9801 FAX 079-441-9802
5.7	丹有	利用	(株) T - F o r c e	阿 部 静 香	〒669-1535 三田市南が丘2-14-37 サンマルコ壺番館2-1号室	TEL 079-555-6990 FAX 079-555-6350
5.20	西神戸	利用	旭 食 品 (株)	竹 内 孝 久	〒654-0161 神戸市須磨区弥栄台2-5-4	TEL 078-797-8593 FAX 078-797-8561
5.21	東部	一般	(株) ホ ク ト ス	堀 口 博 基	〒564-0051 大阪府吹田市豊津町10-26	TEL 06-6310-7625 FAX 06-6310-7608

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
6.4.22	西播	一般	(有) 上 西 商 店	上 西 勝 也
4.30	東神戸	一般	(株) 檜 垣 運 送	檜 垣 隆 一 郎

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
41	代表者	東 和 運 輸 (株) 東 良 琢 磨	坂 野 修
57	代表者	白 栄 物 流 シ ス テ ム (株) 柴 田 秀 昭	石 井 雄 一
81	代表者	神 戸 山 口 運 送 (株) 林 賢 行	片 岡 正 紀
157	代表者	中 谷 運 輸 (株) 中 谷 正 憲	帽 田 泰 輔
160	住所 TEL/FAX	(株) 悠 相生市緑ヶ丘1-9-7 TEL 0791-22-1735 FAX 0791-23-4017	〒678-0081 相生市若狭野町入野字入鹿淵1108-2 TEL 0791-25-5948 FAX 0791-25-4752

兵ト協ニュースのバックナンバーはホームページの下記URLからご覧になれます。
https://www.hyotokyo.or.jp/general-public/hyotokyo_back_number.html

協 会 日 誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
5・6	兵ト協 取扱部会 役員会	兵ト協	6・6	兵ト協 取扱部会 正副部会長、監事合同会議、役員会	兵ト協
7	自動車関係団体連絡会議	自動車会館	7	Gマーク申請に係る相談会	聖部 榎修
9	兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協		兵ト協 百貨店部会 役員会・総会	馨 林
	兵ト協 但馬支部総会	和泉山生選 学習センター		天狼会 総会	有馬離宮
10	外国人特定技能制度に関する説明会	全ト協		神戸市危険物安全協会総会	中興文化センター
	兵ト協 兵庫支部総会	海 松	10	兵ト協 食品部会 正副部会長・監事会議	兵ト協
11	兵ト協 明石支部総会	明石支部	11	兵ト協 ダンプ部会 研修会	兵ト協
13	兵ト協 重量・鉄鋼部会 正副部会長・監事合同会議、役員会	兵ト協		近ト協 幹事会	大ト協
14	2024年度安全性評価事業(Gマーク)に係る説明会	西部研修会館		NASVA ガイドラインセミナー	兵ト協
	兵ト協 監事監査(5.16)	兵ト協		自動車関係団体連絡会議	自動車会館
15	天狼会 定例会	兵ト協		KTS 正・副会長会議	都 京 都 八 条
16	兵ト協 東部支部総会	都ホテル尼崎	12	健康管理セミナー	兵ト協
17	2024年度安全性評価事業(Gマーク)に係る説明会	兵ト協		就職ガイダンス	ハローワーク灘
	兵ト協 西宮支部総会	宝塚ホテル	13	三木会	兵ト協
	兵ト協 東播支部総会	加古川ブラザ ル	14	過労死等防止対策セミナー	兵ト協
18	兵ト協 北播支部総会	滝 寺 荘		無事故・無違反運動「チャレンジ100」令和5年度実施検討会及び令和6年度実施打合せ会議	兵庫県民会館
20	兵ト協 東神戸支部総会	齊アル竹園	17	兵庫県高圧ガス地域防災協議会 役員会 総会	ANAクラウンプラザ ホテル 神戸
	兵ト協 タンクトラック部会 役員会	兵ト協	18	運輸安全マネジメントセミナー	西部研修会館
21	兵ト協 淡路支部総会	うめ丸	19	兵ト協 正副会長会議	ANAクラウンプラザ ホテル 神戸
	兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協		兵ト協 定時総会	ANAクラウンプラザ ホテル 神戸
23	兵ト協 路線部会役員会	兵ト協	20	近畿交運労協交通運輸産業政策制度要求回答	ホテルグランヴィア 大阪
	兵庫県交通安全協会 監事監査	県民会館	21	兵ト協 海コン部会 通常総会	神 戸 ベ イ シェフトンホテル
24	尼崎運輸事業協同組合総会	都ホテル尼崎		運輸安全マネジメントセミナー	西部研修会館
	兵ト協 西神戸支部総会	第一 楼		兵ト協 引越部会 委員会	兵ト協
25	兵ト協 丹有支部総会	三 輪 の 音 泉 ホ ー ル	24	近ト協 定時総会・理事会	THE THOUSAND K Y O T O
27	兵ト協 西播支部総会	西部研修会館	27	全ト協 理事会・通常総会	第一ホテル東京
	兵ト協 海コン部会 PC18 申し入れ活動	P C - 1 8	28	兵庫県交通安全協会 評議員会	楠公会館
28	兵ト協 正副会長会議	兵ト協		－ 7 月の予定－	
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議・理事会	兵ト協	7・11	全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第一ホテル東京
	全ト協 海コン部会正副部会長会議	ザ・プリンス さくらタワー	12	兵ト協 タンクトラック部会 通常総会	神 仙 閣
31	巡回指導結果報告定例会議	兵ト協	19	兵ト協 重量・鉄鋼部会 通常総会	第一 楼
	兵青協 役員会・評議員会・総会	神 仙 閣	20	兵ト協 ドライバーコンテスト兵庫県大会	明石試験場
	神戸港 BCP 協議会 情報伝達訓練			KTS 納涼交流会(大阪)	ANAク ラウン プラザホテル大阪
	－ 6 月の予定－		23	運行管理者試験事前講習会	兵ト協
6・3	トラックの日の行事検討プロジェクト会議	兵ト協	24	運行管理者試験事前講習会	西部研修会館
	兵庫県交通安全協会 理事会	楠公会館	26	兵ト協 ダンプ部会 通常総会	
4	プラン2025目標達成 フルセミナー	兵ト協	29	運行管理者試験事前講習会	兵ト協
6	全ト協 理事会	全ト協	31	運行管理者試験事前講習会	西部研修会館

適正化事業実施機関からのお知らせ

■今月のテーマ「車輪脱落事故防止対策について」

担当：適正化事業指導員 高橋 豪

令和5年10月より、大型車両（車両総重量8ト以上）の車輪脱落事故防止に向けて、行政処分等が強化されましたので、その内容を解説いたします。

行政処分等による日車数等の改正について

（令和5年10月1日施行）

車両総重量8ト以上のトラックで、ホイール・ナットの脱落などの車輪脱落事故を起こすと、行政処分等により車両の使用停止（初違反20日車・再違反40日車）になります。さらに、3年以内に再び大型車両の車輪脱落事故を起こすと、整備管理者が解任される等、大きな損害を被る可能性があります。

しかしながらこの改正においては「車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。」とあります。つまり、適切に点検・整備を行い、かつその記録を保存しておく必要がある、ということです。事故はいつも突然、不意に発生するものです。万が一の場合に備え、適切な点検・整備を実施し、事故・行政処分のリスクを排除しましょう。

車輪脱落事故の傾向について

令和5年9月の国土交通省自動車局の発表によると、令和4年度の大型車の車輪脱落事故件数は140件で、前年度より17件増加しており、近年は増加傾向にあります。なお、140件のうち大型バスの事故は2件で、ほとんどが大型トラックによる事故でした。事故発生の時期としては12月が最多で、全体の53%が車輪脱着後1か月以内に発生しています。車歴別の発生件数では、初度登録から4年を経過した車両で多く、脱落箇所の94%が左後輪です。

このデータを参考に、自社の点検・整備ではどの車両、どの時期に特に注意するべきかを念頭に置いて実施して下さい。

整備管理者による適切な管理について

整備管理者はタイヤの脱着に際して「タイヤ脱着時の作業管理表（大型車）」を保存・管理する必要があります。タイヤ脱着作業は整備工場等を実施させることが可能ですが、その場合であっても、前述の管理表の写しを営業所及び車両に保存し、整備管理者がその内容を把握しておくことが求められます。さらに、タイヤ脱着後50km～100km走行後には、必ず「増し締め」を実施し、その内容を「タイヤ脱着・増し締め作業 管理一覧表」等により記録・保存して下さい（整備工場等による実施も可）。

点検整備の資料について

日常点検を運転者等が行う場合には、運転者等が適切に点検を実施できるよう、点検方法・異常の例示・異常時の対応等についてしっかりと指導して下さい。

事業者や整備管理者が整備の重要性を認識し、必要な事項を点検実施者に周知・徹底するためにも、図や写真を使用した資料を積極的に活用し、指導を実施して下さい。次頁に示した資料の他にも各団体から分かりやすい資料が公表されておりますので、ぜひお役立て下さい。

安全の証し「Gマーク」



「安全性優良事業所」申請概要
申請受付期間
2024年7月1日(月)～7月14日(日)

※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

①申請案内

令和6年5月7日公開

全日本トラック協会ホームページより

②Web申請システム

令和6年6月3日稼働

全日本トラック協会ホームページ
Gマーク関係ページより

「新型コロナウイルス感染防止に係る特例措置」を講じています。詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。



申請案内など詳しくは
「Gマーク」で
検索してください。

Gマーク 検索

更新のお知らせ

前回、以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2022年度(新規)	229****
2回目更新	2021年度(初更)	219**** (1)
3回目更新	2020年度(2更)	209**** (2)
4回目更新	2020年度(3更)	209**** (3)
5回目更新	2020年度(4更)	209**** (4)
6回目更新	2020年度(5更)	209**** (5)

Gマーク認定ステッカーの適切な使用のお願い

●車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



適切ではない使用例
有効期限が満了したGマークは剥がしていただくことができません。

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<https://jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック協会会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019